

公 告

令和 7 年 9 月 26 日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第 9 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 26 日

鹿屋市長 中西 茂



記

1 経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
集R7-1	鹿屋市串良町 細山田2454-1	9ア23イ	山林	0.10	

2 経営管理権集積計画を取り消した理由

森林経営管理を自分で行うこととしたため

(教示)

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市町村長に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することが認められる場合があります。